

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十三号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則
附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中

「県内大学生が創る奈良の未来事業
審査委員会の委員

「県内大学生が創る
審査委員会の委員
自治会等連携補助
委員

奈良の未来事業

金選定審査会の

に、
「公の施設指定管理者運営評価委員
会の委員

「公の施設指定
会の委員
旧田原本教職
委員会の委員

管理者運営評価委員

員住宅等使用者選定

に、
「地価調査委員会の委員
県内文化団体つなぐイベント推進
補助金審査委員会の委員

を「地価調査

委員会の委員

「に、
「中小企業会館等宿泊事業者選定委
員会の委員

「を
「中小
員会
御所
員会

企業会館等宿泊事業者選定委

の委員
I C 工業団地立地企業選定委
の委員

に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。